

# 第3回 愛莊町公共下水道事業 審議会資料

令和8年3月16日

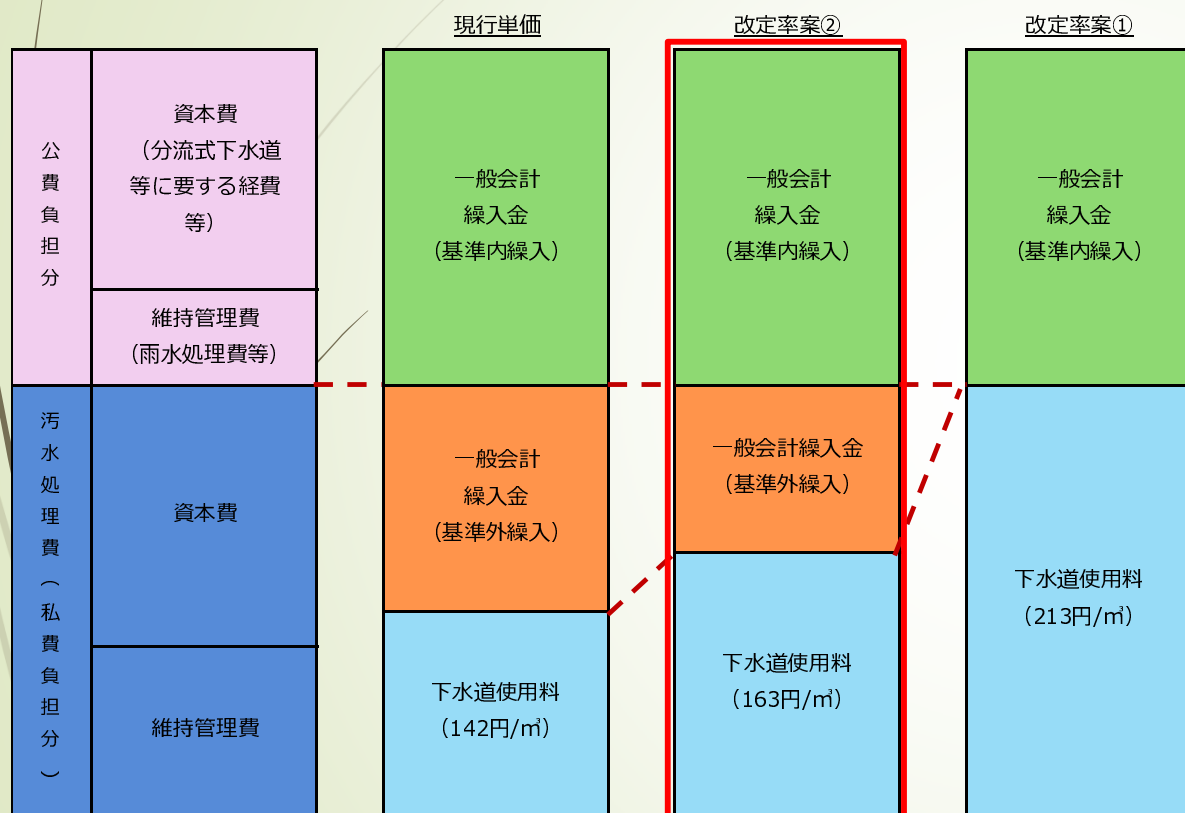
## 使用料改定に向けた方針

- 公営企業に求められる「独立採算」に向けて、使用料で負担すべき経費については、使用料で賄う必要があります。
- 経営に必要な資金を確保しつつ、一般会計からの基準外繰入金を低減させ、経費回収率100%を達成する使用料改定を進める必要があり、住民負担を考慮した改定率（15%）を設定する方針です。
- 町としての基準外繰入金に関する方針を示す（確認）必要があります。

## 第2回審議会の振り返り

3

# 使用料改定率の方向性



- 現状、基準外繰入金によって私費負担分の経費を賄っていることは前述のとおりです。
- 令和6年度の基準外繰入金は1.2億円となっています。
- 本来あるべき状態である、基準外繰入金をゼロにするためには、約50%増の使用料改定が必要です。(改定率案①：基準外繰入金ゼロ)
- 基準外繰入金を低減させるとともに、実現可能な改定率を設定する必要があります。(改定率案②)

## 使用料改定による使用者への影響イメージ

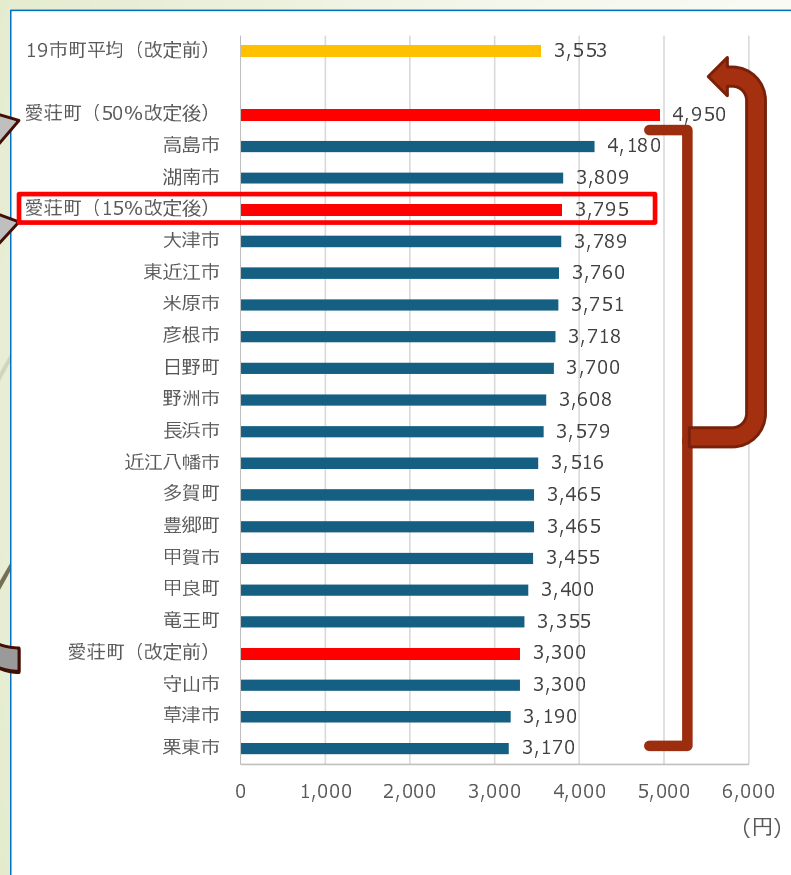
改定率案	改定率	R9年度 使用料収入	少量使用者の 使用料目安 (10m <sup>3</sup> )	一般家庭の 使用料目安 (25m <sup>3</sup> )	考え方
改定なし	—	3.8億円	1,200円	3,000円	
①	50%増	5.6億円 (+1.8億円)	1,800円 (+600円)	4,500円 (+1,500円)	基準外繰入金はゼロであり、 独立採算が図られる
②	15%増	4.3億円 (+0.5億円)	1,380円 (+180円)	3,450円 (+450円)	これまでより基準外繰入金を 低減させつつ、①に比べ負担 軽減が図られる

- 金額はいずれも税抜です。
- 現在の使用料体系を維持する仮定のもとで、現行の使用料体系に改定率を乗じて金額を算定しています。

## 第2回審議会の振り返り

5

# 下水道使用料 他自治体比較



- 15%増の使用料改定を実施した場合、県内の公共下水道事業における市町の下水道使用料は、改定前の3番目に安価な水準から、多くの市と同じレベルの3,700円台となります。
- ただし、下水道事業の厳しい経営状況は他自治体も同様であり、愛荘町以外の市町でも使用料改定が進んでいます。

県内公共下水道事業における下水道使用料 (一般家庭使用料\_1ヶ月25㎡あたり、税込)

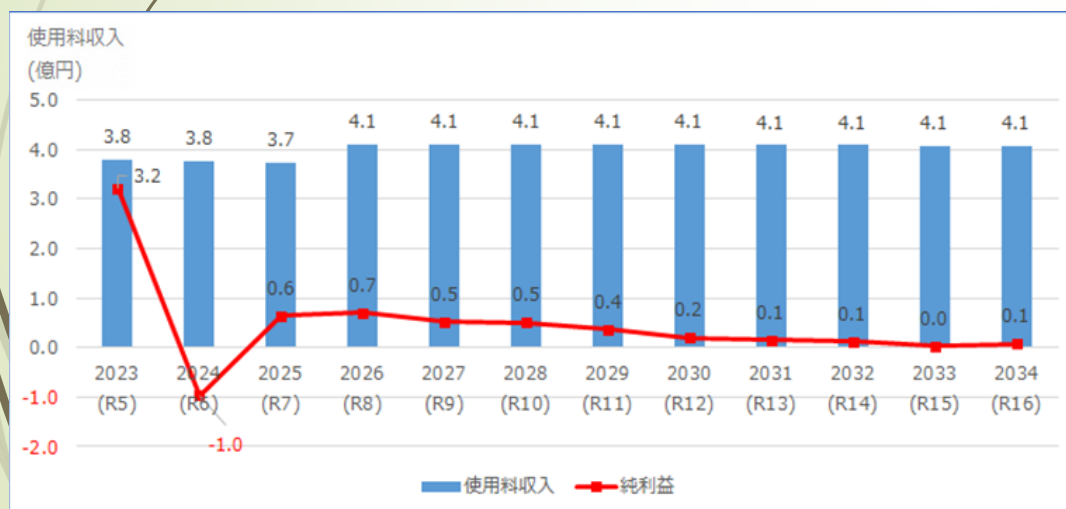
※滋賀県HP\_令和5年度滋賀県の下水道\_維持管理\_4.下水道使用料データより作成

## 基準外繰入金の方針

- 下水道事業の経営に要する経費は、下水道使用料をもって充てる独立採算制が原則です。下水道使用料と、国の基準に則り一般会計が負担する繰入金（基準内繰入金）を充てても不足する分は、一般会計から繰り出す「基準外繰入金」で補填しています。
- 基準外繰入金を0にすることで独立採算制が達成できますが、先述のとおり50%収入増となる使用料改定が必要となり、下水道使用者への負担が非常に大きくなるため現実には困難と考えます。
- 下水道事業については、5年毎に経営戦略の見直しを行い、その中で下水道使用料のあり方が適正であるか検証することとなっています。検証の結果、使用料の改定が必要であれば基準外繰入金を0とする独立採算制を目標とし、経済状況および住民負担のバランスを見ながら基準外繰入金を減少させる使用料改定を実施したいと考えます。

## 使用料改定による財源試算（改定率15%増）

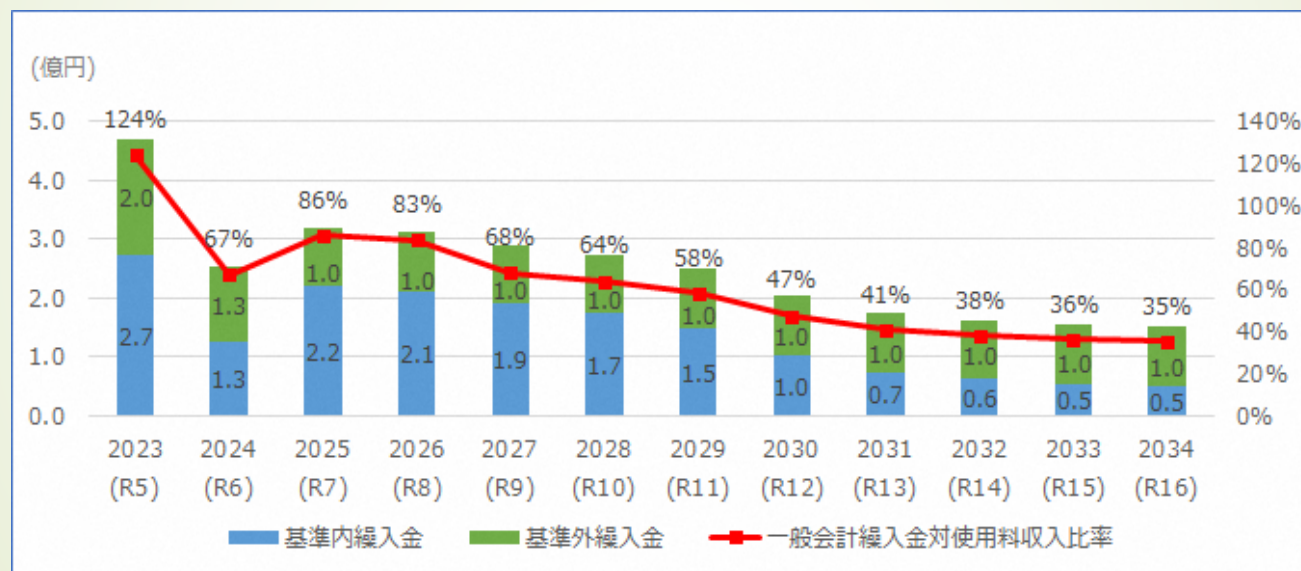
項目	試算の前提
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和9年度に<b>15%増</b>の使用料改定を実施</li> <li>使用料改定により生じた資金増加分を起債償還等に充てることで、<b>基準外繰入金の額を抑制</b>する</li> </ul>
一般会計繰入金	基準外繰入金につき、令和9年度以降年間1.0億円を見込む（現状成り行きによる試算より年間0.2億円の減少）
企業債	投資計画に応じた発行額、かつ、現行の起債充当率を維持
国庫補助金等	現在の補助制度による見込額



- 基準外繰入金を年間1.2億円から1.0億円に低減させるとともに、経費回収率100%を達成する改定率として15%増を設定しています。
- 有収水量の減少影響を抑え、純損益は黒字を見込むことが可能です。

## 使用料改定による財源試算（改定率15%増）

- 基準外繰入金を1.0億円に設定した結果、繰入金の総額の逦減を見込んでおり、独立採算の達成に近づくことが可能です。



## 愛荘町の下水道使用料（現行）

区 分	基本使用料	排 水 量	使 用 料 (1立方メートルにつき)
一般排水	600円	10立方メートルまで	60円
		10立方メートルを超え30立方メートルまで	120円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	140円
		100立方メートルを超える分	150円
特定排水		750立方メートルを超える分	210円

- 一般排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水（特定排水は除く）および一般家庭から公共下水道に排除される汚水です。
- 特定排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいいます。

## 使用料改定の方法

- 令和9年度から15%の使用料改定を実施することで使用料収入増加を見込んでおり、それにより下水道事業の独立採算を目指す経営が可能となります。
- 改定による増収分を「基本使用料+従量使用料」という使用料体系の中でどのようにご負担いただくか、検討する必要があります。
- そこで、以下のパターンにより使用料改定の方法を検討します。

(令和4～6年度の実績水量平均値を基に、令和9年度の予想水量による使用料区分別の金額影響等を試算)

パターンA：増収分をすべて「基本使用料」の値上げで賄う

パターンB：増収分をすべて「従量使用料」の値上げで賄う

パターンC：基本使用料と従量使用料の「両方」を値上げして賄う



## 水量区分ごとの水量及び従量使用料の試算（2）

- 3カ年（令和4～6年度）実績水量の平均による令和9年度予測水量の按分

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	料金内訳1件数 (件)	従量使用量 (m <sup>3</sup> )	水量区分毎の 従量使用量割合 (%)	経営戦略 R9年度 年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	按分後水量 (m <sup>3</sup> )
0 ～ 10		772,986	29.5%	2,630,151	775,495
11 ～ 30		826,199	31.5%		828,880
31 ～ 50		183,140	7.0%		183,734
51 ～ 100		97,369	3.7%		97,685
101 ～ 750		180,837	6.9%		181,424
751 ～		561,113	21.4%		562,933
計	88,332	2,621,644	100.0%		

- 3カ年平均の区分ごとの水量より、経営戦略において見込んでいる令和9年度の予測水量（2,630,151m<sup>3</sup>）を按分算定しました。

この按分後水量を基に、使用料改定の影響を検討します。

- 3カ年（令和4～6年度）実績使用料の平均と現行の条例単価

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	料金内訳2 (円)	従量使用量 (m <sup>3</sup> )	料率 (円/m <sup>3</sup> )	条例単価 (円/m <sup>3</sup> )
0 ～ 10	46,379,180	772,986	60	60
11 ～ 30	99,143,880	826,199	120	120
31 ～ 50	23,808,200	183,140	130	130
51 ～ 100	13,631,707	97,369	140	140
101 ～ 750	27,125,550	180,837	150	150
751 ～	117,833,660	561,113	210	210
計	327,922,177	2,621,644		

- また、3カ年平均の区分ごとの料率単価及び条例単価より、水量区分ごとに実際ご負担いただいている使用料収入を算定しました。

この条例単価を基に、使用料改定の影響を検討します。

## 水量区分ごとの水量及び従量使用料の試算（3）

令和9年度有収水量の従量水量区分へ按分

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	経営戦略 R9年度 年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	按分後水量 (m <sup>3</sup> )	0~10m <sup>3</sup> 分 水量	11~30m <sup>3</sup> 分 水量	31~50m <sup>3</sup> 分 水量	51~100m <sup>3</sup> 分 水量	101~750m <sup>3</sup> 分 水量	751~m <sup>3</sup> 分 水量	合計
0 ~ 10	2,630,151	775,495	775,495						775,495
11 ~ 30		828,880	419,448	409,432					828,880
31 ~ 50		183,734	49,058	98,117	36,559				183,734
51 ~ 100		97,685	15,281	30,561	30,561	21,282			97,685
101 ~ 750		181,424	8,964	17,927	17,927	44,818	91,787		181,424
751 ~		562,933	949	1,899	1,899	4,747	61,709	491,730	562,933
計		2,630,151							2,630,151

- 3カ年の従量水量区分実績割合を基に、令和9年度年間有収水量（2,630,151m<sup>3</sup>）を従量水量区分に按分します。
- この按分した従量区分水量を基に、各改定パターンにおける試算を実施します。

# 使用料収入の試算

基本料改定率	90%	従量改定率	15%	一律改定率	13%
--------	-----	-------	-----	-------	-----

【下水道使用料改定案】

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	現行基本料 /料 率 (円)	料金内訳 1 件数 (件)	水量区分ごとの 使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (円)	パターンA 単価(円/m <sup>3</sup> )	基本料90%増 従量使用料現行 使用料収入(円)	パターンB 単価(円/m <sup>3</sup> )	基本料現行 従量使用料15%増 使用料収入(円)	パターンC 単価(円/m <sup>3</sup> )	一律13%増 使用料収入(円)
基本使用料	600	88,332		52,999,200	1,140	100,698,480	600	52,999,200	678	59,889,096
従 量 使 用 料	0 ~ 10	60	775,495	46,529,700	60	46,529,700	69	53,509,155	68	52,733,660
	11 ~ 30	120	828,880	99,465,600	120	99,465,600	138	114,385,440	136	112,727,680
	31 ~ 50	130	183,734	23,885,420	130	23,885,420	150	27,560,100	147	27,008,898
	51 ~ 100	140	97,685	13,675,900	140	13,675,900	161	15,727,285	158	15,434,230
	101 ~ 750	150	181,424	27,213,600	150	27,213,600	173	31,386,352	170	30,842,080
	751 ~	210	562,933	562,933	118,215,930	210	118,215,930	242	136,229,786	237
従量使用料計			2,630,151	328,986,150		328,986,150		378,798,118		372,161,669
合 計			※必要使用料収入額に不足⇒	<b>381,985,350</b>		<b>429,684,630</b>		<b>431,797,318</b>		<b>432,050,765</b>
経営戦略上のR9年度使用料収入額⇒				<b>428,863,401</b>	比率	100.2%	比率	100.7%	比率	100.7%

- 現行使用料及び3カ年平均の区分ごとの使用水量をベースに、パターンA、パターンB、パターンCの各パターンで使用料収入の試算を実施しました。
- 各パターンにおいて、令和9年度において15%分の使用料収入増加を達成する改定率を試算した結果、上記のとおりとなっています。

## パターンA：増収分をすべて「基本使用料」の値上げで賄う

- 固定費回収率を高めるために、従量使用料を据え置き、基本使用料のみを大幅に引き上げる方法です。
- 収益構造上、基本使用料収入の割合は全体の約14%程度であるため、使用料収益全体を15%増やすためには、基本使用料単価を90%引き上げる必要があります（600円→1,140円）。

### <特徴>

- 強烈な逆進性

特に、水使用量の少ない高齢者単身世帯や、節約志向の家庭において、負担増加が非常に大きくなります。生活に最低限必要な水しか使っていない層への負担が最も重くなり、社会的公平性を著しく損ないます。

- 大きすぎる基本使用料負担増への懸念

基本使用料は「いつでも使える状態」への対価ですが、これを急激に上げすぎると、空き家管理者などからの不満を招き、下水道接続率の低下を招く恐れがあります。

## パターンB：増収分をすべて「従量使用料」の値上げで賄う

- 基本使用料を据え置き、使った量に応じた従量使用料のみを引き上げる方法です。
- 使用料収益全体を15%増やすためには、従量使用料単価を15%引き上げる必要があります。

### <特徴>

- 経営の不安定化

使用料収入が「水量」に過度に依存する構造となります。人口減少や企業の撤退、あるいは冷夏などで水使用量が減った場合、ダイレクトに減収となり、再び赤字に転落するリスクが高まります。

- 大口利用者への過重負担とモラルハザード

地域経済を支える工場や病院などの負担が突出して増大します。過度な値上げは、企業等の大口利用者が下水道利用を止めるインセンティブを与えてしまいます。大口利用者が離脱すれば、残された住民の負担がさらに跳ね上がる「負のスパイラル」に陥ることになります。

## パターンC：「基本使用料と従量使用料」の両方を値上げして賄う

- 基本使用料と従量使用料を同時に値上げする方法です。
- 使用料収益全体を15%増やすためには、15%の改定を基本使用料及び従量使用料で実施することで、安定的な経営を目指すことが可能となります。

### <特徴>

- コスト上昇局面において、使用料が整合する。
- リスク分散による経営の安定化が見込まれる。
- 負担の公平性を確保することができる。

## コスト上昇局面における使用料体系

下水道事業のコストは、大きく「固定費」と「変動費」に分類されます。現在、この双方が同時に上昇する局面にあります。

### 固定費の上昇 → 基本使用料で回収すべき

- 要因: 老朽化した管渠の更新、耐震化工事、処理場の長寿命化対策、検針 等
- 理論: これらは水の使用量に関わらず、インフラを維持「いつでも使える状態」するために必要なコストです。したがって、固定収入である「基本使用料」で賄うことが求められます。

### 変動費の上昇 → 従量使用料で回収すべき

- 要因: 流域下水道維持管理負担金の上昇、電力料金の高騰 等
- 理論: これらは汚水を処理する量に応じて増減するコストです。汚染者負担の原則に基づき、排出量に連動する「従量使用料」で賄うことが合理的です。

## リスク分散による経営の安定化

片方のみの改定は、経営リスクを偏らせることとなります。

- パターンA（基本使用料のみ値上げした場合）

収入は安定しますが、水を使わない世帯（空き家等）への負担感が強くなりすぎ、節水へのインセンティブも働きません。

- パターンB（従量使用料のみ値上げした場合）

節水や企業の撤退により水量が減ると、収入が激減し、経営が不安定化します。

- 双方をバランスよく改定することで、収入の安定性と、節水意欲の喚起（環境配慮）を両立させることができます。

## 負担の公平性の確保のための改定

15%という改定率は決して小さくありません。これをどちらか一方に集中させると、特定の利用者層に過度な負担（激変）が生じます。

- パターンA（基本使用料のみ値上げした場合）  
水使用の少ない高齢者・単身世帯の負担率が大きく跳ね上がる恐れがあります（逆進性）。
- パターンB（従量使用料のみ値上げした場合）  
子育て世帯や企業・病院など、水を多く使う層の負担が激増します。
- パターンC（基本使用料と従量使用料の値上げをした場合）  
基本使用料と従量使用料の同時改定は、全ての利用者に対して等しく負担増加をお願いするものであり、最も公平性が高く、社会的な納得感が得やすい方法です。

# 審 議

- ▶ A、B、C案についてご審議をお願いいたします。